

令和7年11月定例会

- 1 期 日 令和7年11月19日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後3時40分
- 2 会 場 鎌ヶ谷市東初富公民館
- 3 出席者 小林 修一 教育長
久野 義春 教育長職務代理者
根本 恵美子 委員
朽木 量 委員
赤岩 けさ子 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
木間 幸司 生涯学習部次長（事）教育総務課長
澤田 裕介 生涯学習部主幹
平野 裕平 生涯学習部参事（事）生涯学習推進課長
三石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長（兼）学芸員

猪 股 興 一 学校教育課長

後 野 真 弥 文化・スポーツ課長（兼）学芸員

風 野 憲 行 教育総務課長補佐

1 議案事項

議案第1号 令和7年度教育費12月補正予算について

議案第2号 鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校校舎外壁・屋上防水改修工事請負契約の
締結について

議案第3号 鎌ヶ谷市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の
制定について

2 報告事項

報告第1号 公の施設の使用料の見直しについて

報告第2号 教育委員会の点検・評価（令和6年度対象）について

報告第3号 令和7年12月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

3 傍聴者

なし

教育長

ただいまより、令和7年度鎌ヶ谷市教育委員会11月定例会を開催します。

本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、11月定例会を開会します。

本日の定例会の会議録署名委員については、赤岩委員を指名します。

本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

本日の審議案件は、議案事項3件、報告事項5件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長

議案第1号の審議に入ります前に、議案第1号「令和7年度教育費12月補正予算について」、議案第2号「鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校校舎外壁・屋上防水改修工事請負契約の締結について」、及び議案第3号「鎌ヶ谷市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項であり、報告第4号「学校の近況報告について(指導)」及び報告第5号「学校の近況報告について(管理)」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により非公開とすることについてお諮りします。報告第4号及び報告第5号を非公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議ございませんので、議案第1号、議案第2号、議案第3号、報告第4号及び報告第5号を非公開といたします。

《ここから非公開》

議案第1号「令和7年度教育費12月補正予算について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

議案第2号「鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校校舎外壁屋上改修工事請負契約の締結について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

議案第3号「鎌ヶ谷市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

教育長

以上で、議案事項を終了します。

《ここまで非公開》

..... ここから報告事項

報告第1号「公の施設の使用料の見直しについて」

生涯学習推進課長

概要につきまして、公共施設における受益者負担の適正化を図るため、教育委員会が所管する公民館、学習センター、図書館、スポーツ施設、きらりホールを含む、本市の全ての公共施設の使

用料の見直しを行います。

見直す時期は、令和8年4月1日からとなります。

令和7年鎌ヶ谷市議会12月会議において、公の施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を上程することによって、各施設の使用料に関する条例を改正するにあたり、今回の11月定例会に報告するものでございます。

見直しの背景ですが、教育委員会が所管する施設を含む本市の全ての公共施設の使用料につきましては、「使用料の見直しに関する基本方針及び改定基準」に基づいて3年ごとに見直すこととされており、最後に見直したのが平成20年になるため、今回で18年ぶりの見直しとなります。

見直しの理由として、近年の物価高騰や、設置から20年から30年を経過した施設の改修・修繕の必要性、そして、人件費の上昇といったコストの上昇が見込まれることなどに鑑み、このたび使用料の改定を行うものでございます。

改定の対象となる施設は、市全体で111施設のうち75施設であり、75施設の料金が引き上げられることとなります。改定率は、全体で14.8パーセントとなっております。

指定管理者制度を導入している施設についてですが、市の公共施設のうち指定管理者制度を導入している施設については、市が条例で定めた使用料を上限額として、指定管理者の計画により、実際の利用料を決めることとなっております。

このたび、市の条例で定める使用料を見直すにあたり、各指定管理者と協議を行い、「市が直接管理する施設と合わせて利用料を見直す予定があるかどうか」を確認したところ、中央公民館を管理するセイウンについては、市が直接管理する公民館と同じタイミングで、令和8年4月1日から利用料を見直すこととするのでございました。

文化・スポーツ課長

指定管理者の関係には、「きらりホール」も含まれます。

きらりホールですが、指定管理期間が令和7年4月から令和12年3月までとなり、管理期間の残っている時間は、およそ4年あるため、物価や人件費の高騰の影響も考慮しながら、指定管

理者との協議を経て、令和9年5月1日からの利用料金を改定することで協議をしております。

改定時期ですが、きらりホールにおきましては、12か月前から予約が可能で、本申請が11か月前からとなることから、現時点で利用を検討している団体などにおいて、予算など計画に与える影響を最小限とするため、十分な周知を経たうえで利用料金の改定を行いたいとの意向が、指定管理者から示されたことによるものです。

スポーツ施設に関しましても、指定管理者との協議を現在行っているところです。

指定管理期間は令和9年3月までで、残り1年余となります。指定管理者の事業計画に影響を及ぼす可能性、例えば、利用者の減少なども懸念されることから、現在のところ、「利用料金の改定は行わない」という方向で指定管理者と協議を進めております。

令和9年3月31日までの指定期間満了日までは、現行の利用料・使用料の金額といたします。

令和9年4月1日以降に新たな利用料金を導入することについては、令和8年度に行われる選考において、選定された指定管理者から、今回の改正で定める使用料の範囲内で利用料等を提案していただく予定です。

生涯学習推進課長

「使用料の見直し案」については、公民館や学習センター、さらに図書館の使用料が記載されたページの次に、スポーツ施設に関するページ、そして、きらりホールのページという順になっております。

それぞれどのくらい改定するかというのは、それぞれ改定率が示されており、最大で200パーセント、倍上げということになっております。

教育長

以上、報告第1号についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

久野委員	<p>改定の対象となる施設は、市全体で111施設のうち75施設ということですよ。</p> <p>一方、この報告第1号の提案者は、生涯学習推進課長と文化・スポーツ課長ということになるわけですか。少し解せないところがあります。</p> <p>まず、列記されているコミュニティセンターと社会福祉センターは、市長部局の管轄ですよ。教育委員会が市長部局の施設まで言及して良いのでしょうか。</p> <p>きらりホールと生涯学習施設については、生涯学習推進課と文化・スポーツ課が管理・管轄する施設ですが、コミュニティセンターなどは違いますよね。そのような施設を教育委員会定例会で検討する課題ではないのではないかと思います。そのあたりの関係性を教えてもらえますか。</p>
生涯学習推進課長	<p>市全体の施設を、「市の部局」と「教育委員会の部局」と分けて検討したわけではなくて、「全ての部局が所管する施設を同時に検討した」ことから、このような記載をした、というところがございます。</p>
久野委員	<p>コミュニティセンターと社会福祉センター。社会福祉センターは、保健福祉部の管轄ですよ。総合福祉保健センターは関係ないのですか。</p>
生涯学習推進課長	<p>総合福祉保健センターは貸館施設ではないので関係ございません。</p>
久野委員	<p>だとするならば、コミュニティセンターとか社会福祉センター、また、総合福祉保健センターも、ある意味、類似施設で部屋を市民に開放したり貸出したりする施設であるということから一緒に検討したということですか。</p>
生涯学習推進課長	<p>総合福祉保健センターには、1時間あたりいくらか、そういう料金設定で部屋を所管していませんから、今回の見直しのなか</p>

には入っておりません。

それぞれの施設の「設管条例」（当該施設の設置及び管理条例）など、それに類する条例などに基づいて、公民館なり学習センターなり、コミュニティセンターも社会福祉センターもそうなのですが、これらの施設は、部屋が「1時間あたりいくら」という料金設定がなされていることから、その見直しを行ったものです。

久野委員

この75施設のなかで、教育委員会が管理運営している生涯学習推進センター、きらりホール、スポーツ施設、公民館、東部学習センターなどにおいて、生涯学習活動が活発に行われているのは承知しています。

それにしても、この75施設のなかにコミュニティセンター、社会福祉センターがなぜ含まれているのか、そこが分からないんです。

福祉関係センターとか総合福祉保健センターは、福祉関係の条例や規則に基づいて設置・管理されている施設ですよね。ですから、コミュニティセンターと社会福祉センターだけを対象にするという教育委員会側の姿勢がどうにも理解できないのです。

生涯学習推進課長

今回は、「市全体の見直し」だったということになります。確におっしゃるとおり、教育委員会の所管している施設が111施設あるわけではありません。

あくまで今回は、市全体の見直しの対象となった施設のボリュームは、教育委員会が所管する施設も含んでいますので、総数が111施設ということになります。そういった見地で見直しを行ったということをご理解いただきたく、ここに市全体のことを書かせていただいた」ということをございます。

確かに、教育委員会定例会で、「教育委員会が所管していないコミュニティセンター、社会支援センターのことまで言及するのか」というご意見はあると思います。

自分たちがご理解いただきたいことは、「教育委員会と市長部局が所管する施設全体について見直しの検討を行ったということをご説明する」という意味合いで、全体の111施設、それか

ら75施設というような書き方をしたところでございます。

文化・スポーツ課長

全体の取りまとめについて、これら「公の施設」の使用料の見直しを行っているのは、財政室が担当になります。

にもかかわらず、今回、生涯学習推進課長と文化・スポーツ課長名2名で「議案として提出した」というのは、教育委員会の部分について説明をしたかったからです。したがって、所管する施設の部分のみ、ここで報告をさせていただいております。

久野委員

そうかもしれませんが、なんでコミュニティセンターが、教育委員会会議の議題の俎上に載っているのか、やはり釈然としないものを感じますね。

生涯学習推進課長

具体的な施設としましては、「教育委員会だけに関する施設」ということで報告をさせていただいております。

久野委員

どうにも腑に落ちないですね。ここに挙げた施設にしても、生涯学習部が対象となったものには「波線」がついていますよね。

教育総務課長

コミュニティセンター、社会福祉センター、ほかの施設でも「波線」がついている施設が散見されます。

市全体としては、コミュニティセンター、社会福祉センター、公民館、生涯学習センターといった施設が対象となったのですが、「生涯学習部は、アンダーラインがついたところですよ」ということを示しています。

久野委員

そのようには読めませんでした。以上の説明で理解しました。

教育長

よろしいですか。他に質問はありますかいいですか。

久野委員

「近年の物価高騰に加えて、公共施設の改修の必要性が高くなってきた」とありますが、行政自体に財源が足りない理由というのは、「市が人件費を上げているからではないか」だと思うんで

生涯学習推進課長

すよね。

資料には、「コストの上昇が見込まれることから、受益者負担を値上げすることが適正化である」という趣旨が明白に読み取れるのですが、ここに示した「改定額の値上率」は、なにを基準にして定めたのですか。

具体的な使用料の見直しについては、「基本方針及び改定基準」というものを市で定めています。

まず、その施設を性質別に分類します。「民間的なものか、公共的なものか」、それから「選択的なものか、必需的なものか」と、4つの性質別に分類します。

1つ目は、「民間的かつ選択的」である場合は、受益者の負担割合を100パーセントとするもので、これは特定の市民を対象とするサービスで、民間にも同じようなサービスがあるものになります。

2つ目は、「民間的かつ必需的」である場合は、受益者の負担割合を50パーセントとするもので、これは市民生活に不可欠なサービスであるが、民間にも同じようなサービスがあるものになります。

3つ目は、「公共的かつ選択的」である場合は、受益者の負担割合を50パーセントとするもので、これは特定の市民を対象とするサービスで、行政が提供する必要があるものになります。

4つ目は、「公共的かつ必需的」である場合は、受益者の負担割合を0パーセント、全額公費負担とするもので、これは市民生活に不可欠なサービスであり、行政が提供する必要があるものになります。

以上の受益者負担割合を総コストや稼働時間から積算した使用料にかけて、計算をしているという形でございます。

そういうふうの方針で定めたということです。

久野委員

計算式云々よりも、要するに「何が基準になっているのか」ということを聞きたいのです。

難解なことを言うておりましたが、もうちょっと単純にわかり

	<p>やすくお願いします。</p> <p>そのような回答では、「基準」もよくわからないし、整理して説明していただきたい。</p> <p>これは市全体で取り組む課題で、教育委員会だけに云々言っても、どうにもならない部分もあるでしょうから、これ以上言ってもしょうがないんですけれども、やはり気になる場所ではありますね。</p>
教育長	他にどうでしょうか。
根本委員	<p>先ほどの計算式なんかがあって、数学的に「きらりホールなどの施設に要する経費」を決めているようなのですが、できれば本当は、突発的ではなく、漸増的に使用料を改定していけばいいのかなという思いがありました。</p> <p>そのあたりは、これまで「料金改定に踏み切るか、踏み切らないか」ということについては、あらかじめお考えがあったのでしょうか。</p>
生涯学習推進課長	<p>前回に改定したのは平成20年ということで、今回18年ぶりとなるわけなんですけれども、平成20年時の改正というのは、平成19年度に鎌ヶ谷市が財政的に厳しい状況に追い込まれたというような事情がありました。</p> <p>また、6年前にはコロナ禍が世界的に蔓延し、そのときは経済的に厳しい状況を考慮して料金改定の機会を見送ったように思います。</p>
根本委員	「経済的に厳しい状況を考慮した」というのは、「一般市民へ負担をかけるようなことはしないように考慮した」ということでよろしいですか。
生涯学習推進課長	そういうことです。
教育長	ということで、よろしいですか。

報告第2号「教育委員会の点検・評価（令和6年度対象）について」

教育長

報告の第2号「教育委員会の点検・評価（令和6年度対象）について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

本日の資料の教育委員会の点検評価の修正事項の見解について報告を申し上げます。

「教育委員会の点検・評価（令和6年度対象）につきましては、教育委員会の皆様のご審議をいただいた検討会にて承認を経たところでございます。

その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に規定に基づき、学識経験者である秀明大学の関塚麻由准教授と豊川短期大学の神谷明宏教授の2名に案をご確認いただいたところ、ご意見ご指摘をいただいたことから、別添のように修正させていただいたところでございます。

再度、教育委員会の教育委員の皆様にご報告をするものでございます。

修正いたしました箇所としましては、点検・評価、有識者の意見を反映したものとなっております。

主に、生涯学習及び文化・スポーツに関するご意見・ご指摘に対して、表現の修正などをしております。

説明は以上となります。

教育長

教育委員会の点検評価についてご質問、ご意見などありましたらお願いいたします

朽木委員

検討会の結果、削除された部分が17件、移動した部分が4点ですね。それから追記したものが、17点ですけれども、学識経験者の意見を取り入れた結果、最終的にこういうかたちにおさまったということなんですか。

いずれにしても、これは「報告」ですから、なんとも言いよう

教育総務課長

がないんですけれども、学識経験者とは話合いをしましたか。

例えば、誤記に関しましては、再度の確認の結果、改めて修正をお願いしているというところでございます。

あと、この関塚准教授や神谷教授からの兩名からいただいたご意見に関しては、教育委員の皆様にはお渡ししたのではないかと記憶しています。

ご指摘いただいた内容については、各課担当課に配布をした上で、再修正するか否かについては、各々課内で十分に検討をした上で、今回兩名からいただいたご指摘の内容に修正を加えたというものになっております。

十分な成果をあげられなかった原因にしても、その原因が追記されていない、あるいは文章からは読み取れないというような場合、そのようなご指摘に対しては、「原因」をより細かく追記したり「修正」を施したりしております。

教育長

これは本稿ですから、「これを訂正してくれ」とか、「あれを訂正しなさい」ということは我々からもすでに言えない立場なんですよね。

しかし、「有識者に言われたから、言われたとおりに直しました」という単純なものではないのではないというふうには思っています。

一つ要請をします。「学識経験者の意見」が2編掲載されておりますが、関塚先生の実験から考察してもらっても、それほど大きな問題はない。

しかし、「これも、一昨年その前の年も指摘しているにも関わらず……」といったような、あたかも行政の怠慢と誤解をまねきかねない意見があった場合には、下書きの段階でもいいので、実際に学識経験者の方と実際にお会いして、「いや、それは違います」とか、「ここは、実は〇〇の理由があるので、こうしているのです」というようなお互いの意見のすり合わせをした上で、後日、原稿を取りに行くといった方法をとったほうが良いと思います。これは、もう3年にもわたって言っていることです。

それだけでなく、神谷先生の文章には、かなり辛辣で批判的なことが書き列ねられていて、例えば、「全体的な意見」の文中で、『今年度の教育分野の点検評価の記述内容には、本当にかっかりさせられた』とありますよね。

また、昨年度に皆さんが課題として自ら設定した各項目に対しても、『本年度も全く同じ課題として記載されているのは、どのような意図があるのか、全く意味不明と言わざるを得ない』と苛烈に言われている。

ほかにも、『昨年度に掲げられた課題にいかに取り組み、その結果はどうあったのか！ よしんば未だ継続中であつたとしても、その途中経過の報告もなされないまま全く同じ課題が掲げられた上にその評価さえも同じとするのであれば、それは課題に対する取組をしていないため、振り返りもできないという意味でしか思えない』とか、『同じ教育に携わるものとして嘆かわしいレベルにあると断じざるを得ない』と、かなり強烈です。

ほかにも、『コロナ禍により中止となっていたほとんどの活動が再開され、大いに期待したものの、昨年度の指摘同様に新鮮味をほとんど感じることはできない内容ばかりである』、そしてまた、『生涯学習を名乗る以上しっかりとした戦略を立てて市民目線を取らねば、啓蒙することが教育機関としての使命であり、新たな若い世代にアピールできる』なども厳しすぎる感があります。

教育関係、学校、小中学校関係、生涯学習関係全般については、『どの点検・評価についても、共通の問題として課題や今後の取組への捉え方が数量評価軸にのみを意識してのことなのか、予定調和的な内容にとどまり、実現に難易度があるとしても未来志向の夢のある内容が描けていない』。それから、『教育は指導者自身が思想を高くかけ、夢の実現に努力することで、進展したことを忘れないようにしたいものである』。

以下、項目ごとに、そのような批判的な文章が延々書いてありますが、こういうようなことを言われて、行政側も「全部おっしゃるとおり、全くその通りです」と唯々諾々と従っているのでしょうか。

教育総務課長

このあたりのことについて、事務局の考え方をお聞かせ願えますか。

神谷教授に関するご指摘については、修正した部分と修正していない部分がございます。

主に今回、学校教育に関する部分に関しては、修正は加えておりません。生涯学習に関するものだったり、文化・スポーツに関するもののうち客観性があるものなどに関して修正は加えております。

ただ、ご指摘のなかで、近年人々の耳目を集め、パリ五輪から正式種目にもなった「ブレイキン」(ブレイクダンス)などを取り上げていくというのも今後の課題とあるのではないかと、というご指摘などは、ある意味もったもな話だとは考えております。

神谷先生の論評は、正直申し上げて、かなりきついご指摘に感じられます。しかし、それを甘受して、「すべて神谷先生のご意見が正しい」とは考えてはおりません。

ただ、このご指摘に関しては真摯に受け止めて、我々のほうでも、今後、検証を検討していく課題であるとは認識しています。以上です。

教育長

「以上です」ということは、言い返すこともしない、という意味合いでしょうか。

教育総務課長

やはり、「ご意見をください」と依頼して回答された「見解」や「検証」ですので、我々のほうは、「それをどう受け止めるか」という姿勢が問われるのではないかと思います。

確かに、なんの反駁もせずにいる現在の状態では、「言われっぱなし」という形になってしまうと思いますけれども、言われたことに対しては、精査・分析し、問題の適格を突いているものについては、今後、それをどのように活かしていくか。そのことも大切なのではないかと考えています。

教育長

3年前から、「こういうことを言われて黙っていないで、こち

らの考え方、意見もやっぱりきちんと述べた方がいいよ」と言い続けてきましたよね。それは納得していただいていると思うんです。

というのも、事務局の皆さんにとっては、これらの活動は多大な時間や労力をかたむけてきたものですよね。なのに、いまのような考え方では、「自分がいままで3年も言い続けてきたのに、なんの意味もなかったのか」と、ある意味、失意の念さえおぼえるのです。

いずれにしても「報告事項」なので、報告には訂正は効きませんから言いようがないですが、今後は、ただ漫然と「意見、感想、見解を述べてください」と要請するだけではなく、学識経験者の意見が一度返ってきた時点で、話合いの席を持つなどして、「お互い納得した上で意見の調整をする」といった形を取ったほうがいいと思いますね。

久野委員

これをそのまま公表したとき、一般市民はどう受け取るだろうかということを見ると、評論家の意見に引きずられて、行政の進め方に対して「腹立たしい」と言うか、煽情的な気持ちを湧き起こす怖れもあるのではないかと、という危惧はありますね。

この資料は、広く公開するものなのですよ。

ならばなおさら、評価を下す者は、実際の事業を見て、あわよくば参加する。それが難しいのであれば、そのときの画像や動画などを実際に見たりして、活動の実態や参加者の姿や雰囲気という空気感を知った上で意見していただきたいですね。

神谷先生のご意見というのは、最真目に見ても的を射ていないように私には思えます。

朽木委員

特に「文化財の保存活用」のところですが、埋蔵物の「整理作業」というのは、どのような場合であっても、それほど大きく変わるものではないんです。実際に本調査が終わって、しばらく経過したとしても、鎌ヶ谷市の場合、例えば作業員を増やしたとしても、一気に作業が速くなるということはありませんし、まず無理です。

ですから、そうした状況下で、県の補助などを利用しながら整備作業を続けておられるというのは、私からすれば「相当に頑張っているな」と思います。

もちろん、昨年度と同じままの記載内容でありながら、評価が「A」というのは、評価者にとっては、「呆れる」と感じるものなかもしれませんが、「割ける人員が限られているなかで、それなりの努力をしているのに」と思うところもあります。

ですから、そういう意味からは神谷氏の批評は、「あんまりだな」というふうには感じましたね。

久野委員

今後としては、いかに限られてきた条件のなかで、「尽力して、継続してるんですよ」というところを、もう少し評価してもらえようような視点も必要なのではないかな、と思います。

それにしても、この批評は、「ちょっと、ひどいな」というのが私の個人的な意見です。

教育長

他にどうでしょうか。

では、続いての報告に移ります。

教育総務課長

報告第3号「令和7年12月の行事予定について」

※資料にもとづき、説明を行いました。

《ここから非公開》

報告第4号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第5号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

教育長

それでは、定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了しました。

教育委員会 1 1 月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 3 2 条の規定に基づき署名する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

教育長 小林 修一

教育委員 赤岩 けさ子

作成者 風野 憲行